国民健康保険の被保険者証の交付方法の改善について－回答－

関東信越厚生局からの回答の内容

1.「国民健康保険の被保険者証の交付方法の改善について（通知）」（平成17年9月1日関厚発第0901044号各都県知事あて関東信越厚生局長通知）を発出の上、技術的助言を実施し、被保険者証を郵送により交付する場合にはより確実に被保険者本人の手元に届く適切な方法により対応するよう、保険者（市町村）に対して必要な助言等をするように依頼した。
2. 関東信越厚生局が毎年度実地で実施している都県及び保険者（市町村）に対する技術的助言の際に、被保険者証の交付方法について、上記1の通知の趣旨を踏まえた改善を図るよう、必要な技術的助言を実施する。
　なお、本年度については、9月以降実地で実施する保険者（市町村）を対象に実施する。
3.関東信越厚生局管内の9都県関係職員で構成される「関東甲信地区国民健康保険連絡協議会」（平成17年度は10月開催予定）その他の会議等を通じて、上記1の通知の趣旨を周知する。